

**令和 7 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業  
「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託仕様書**

**1 業務名**

令和 7 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託  
(以下「本業務」という。)

**2 履行期間**

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**3 業務目的**

本業務は、本市の主な健康課題及びその解決方法を周知・啓発することで、市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりへ向けた行動変容と行動の定着による健康指標の改善を図り、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする。

**4 業務方針**

本市は、令和元年に「健康」をキーワードとした「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、以降、モデル事業の中心施策として「SDGs 全世代健康都市圏創造事業」を進めてきた。これまでに、各種データの分析や福島県立医科大学との共同研究等を通じて、「郡山市の健康課題を全体像」をまとめ、令和 4 年度に心と体の健康応援サイト「ココカラこおりやま！」を開設したほか、令和 5 年度からは健康課題への意識向上と行動変容を目的として「郡山市健康づくりキャンペーン」に取り組んでいる。

これまでの 2 年間においては、情報発信やイベントの開催等の多様な施策を展開してきたが、とりわけ健康に対する関心が低い層へのアプローチや、健康づくりの定着に向けた取り組みには課題が残っている。

今年度は、「郡山市健康づくりキャンペーン」の 3 年目として、これまでの課題を克服し、次年度以降のさらなる展開につなげるための重要な年である。専用 SNS アカウントの開設や特設サイトの構築等により、情報発信及び行動変容の促進を一層強化し、今後の継続的な取組の基盤を整備する。

**(1) 本業務の重点項目及びターゲット**

重点項目は、本市の健康課題を解決する基本となる「①減塩」「②禁煙」「③脱肥満」とする。

ターゲットはこおりやま広域圏の全世代とするが、特に子育て・働き世代へのアプローチを重点的に行う。

## (2) キャッチコピー

「郡山市健康づくりキャンペーン」の趣旨を分かりやすく伝えるため、令和5年度から使用している以下のキャッチコピー及びサブキャッチコピーを引き続き使用するものとし、生活習慣を大きく変えることは困難であることから、「日常を少し変える」ことを後押しする企画とする。

ア キャッチコピー：ちよつとかえる、ちよつとかわる。暮らしに健康をプラス。

イ サブキャッチコピー：ちょこつと健康。チョイケン！（choi-ken）

なお、キャッチコピーのロゴデザインは発注者から提供するものを使用すること。

## (3) 参考資料

周知・啓発を図るターゲットごとの本市の主な健康課題と重点項目、重点項目ごとのキーワードは別紙1「令和7年度健康づくりキャンペーンにおけるターゲット、重点項目」のとおりとし、本市の健康課題のデータは別紙2「郡山市健康課題全体像」及び別紙3「誰一人取り残されない全世代型健康サービスの提供のために（個別データ）」を参考とすること。

## (4) その他

ア 令和5年度から実施している「郡山市健康づくりキャンペーン」との継続性は、キャッチコピーやロゴデザイン等の基本的なコンセプトの踏襲によって確保することを想定しているが、その他の企画内容については、本業務の目的に照らして自由な発想により提案すること。なお、これまでの「郡山市健康づくりキャンペーン」の内容は下記ウェブページを参照のこと。

（ア）令和5年度健康づくりキャンペーン「choi-ken（チョイケン）」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kokokara-koriyama/91683.html>

（イ）令和6年度健康づくりキャンペーン「choi-ken（チョイケン）」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kokokara-koriyama/123793.html>

イ 福島県が実施している県民向けの各種健康づくり事業との相乗効果が得られるよう、福島県事業の情報収集等を行うこと。

## 5 「郡山市健康づくりキャンペーン」の期間

契約締結後、準備が整い次第（遅くとも令和7年10月頃）開始し、おおむね令和8年3月までを期間とする。なお、開始期日及び終了期日は発注者と協議の上決定するものとする。

## 6 委託業務内容

### (1) 企画の全体像及びスケジュールの作成

ア 委託業務内容を総括した全体像を作成すること。

イ 「郡山市健康づくりキャンペーン」期間内において、各委託業務を効果的に実施できるスケジュールを作成すること。

## (2) 3ステップによる健康づくりに向けた効果的な行動変容を促す企画及び運営

本業務では、特に健康に対する関心が低い層への働きかけを意識しつつ、「知る」、「関心を持つ」、「行動する」までの流れを意識した3段階のアプローチにより、健康づくりへの行動変容と定着を図る。

### ア ステップ1：健康づくりへのきっかけづくり（情報発信）

健康に対する関心が低い層にも届くよう、市民が健康に関する情報を目にする機会を広く設け、健康を自分ごととして意識するきっかけを提供する。

#### (ア) チョイケン専用 SNS アカウントの開設及び運用

- a 本業務における情報発信を行うための専用の SNS アカウントを Instagram で新たに開設し、運用をすること。
- b 当アカウントは、本業務に関する情報のタイムリーな告知を行うとともに、健康課題及びその解決方法などの情報発信等の役割を担うものとする。
- c 本業務の情報発信にとどまらず、休日当番医の案内や本市が実施する健康関係のイベント等についても情報発信を行うことを想定し、発注者による投稿・更新が可能な運用体制とすること。
- d アカウント開設時には、アルゴリズムを考慮した初期設定を行うこと。
- e フォロワー数の増加を促すための企画や仕掛けを提案・実施すること。
- f 投稿頻度や内容は、発注者と事前協議の上、年間スケジュールを作成すること。
- g 広告配信も活用し、健康に対する関心が低い層へのリーチを意識したプロモーションを行うこと。
- h リーチ、インプレッション、フォロワー数、エンゲージメント等を集計し、効果検証を行うこと。

#### (イ) その他メディアを活用した情報発信

テレビ CM、新聞広告、フリーペーパー等あらゆるメディアの中から、目的達成に効果的な媒体を選択し、情報発信を行うこと。

### イ ステップ2：健康づくりへの関心アップ

健康づくりへの関心を持った市民が、自らの生活や課題に照らして情報を深く理解できるよう、分かりやすく整理された情報を提供し、行動への意識を高める。

#### (ア) チョイケン特設サイトの開設・運用

- a 本業務の趣旨・取組内容等の情報を集約する特設サイトを作成すること。
- b 本特設サイトには、健康課題及びその解決方法、イベント情報等を掲載すること。
- c 写真やビジュアルイメージを効果的に活用するとともに、本市公式ウェブサイトや、心と体の健康応援サイト「ココカラこおりやま！」へのリンクも使用し、特に健康に対する関心が低い層にも分かりやすく、閲覧をきっかけに行動変容につながるよう配慮した構成とすること。
- d ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティに配慮した構成とすること。
- e パソコンの他、スマートフォンやタブレット端末等、マルチデバイスでの利用対応とすること。

- f ページの更新、修正は発注者と協議の上、受注者にて対応すること。
- g ページの訪問者数、滞在時間、ページビュー数等、効果測定を図るためのアクセス解析を行うこと。
- h 本特設サイトは、次年度以降も「郡山市健康づくりキャンペーン」において活用することを前提に構築し、ドメイン、サーバ、管理画面等の情報等については、原則として発注者が管理可能な形とすること。なお、次年度以降の再運用・更新が円滑に行えるよう、運用マニュアルを作成・納品すること。

**(イ) 既存啓発資材（動画・ポスター）の活用**

- a 令和6年度に制作した啓発資材（動画、ポスター等）を必要に応じて使用することができる。使用可能な啓発資材は別紙4「令和6年度作成健康づくりキャンペーン啓発資材」を参照のこと。
- b 動画については、発注者より MP4 形式のデータを提供する。また、YouTube の郡山市公式チャンネルにも公開されているため、必要に応じて活用すること。
- c ポスターについては、発注者より Adobe Illustrator 形式又は PDF 形式のデータを提供する、掲示や配布を行う場合は、委託料の範囲内で印刷を行うこと。
- d 令和6年度に作成した啓発資材を使用せずに新たに制作することも可能とする。

**ウ ステップ3：行動促進・定着**

イベントの開催等により健康づくりに向けた行動に取り組むきっかけを提供し、それを継続・定着できるよう後押しする。

**(ア) ふくしま健民アプリ（以下「アプリ」という。）を活用した企画・運営**

- a こおりやま広域圏内の住民を対象に「アプリ」を活用した企画を1回以上実施すること。
- b 健康関係事業の「ミッション」への登録や一定期間内における歩数競争等の、「アプリ」の既存機能を活用し、行動促進を促す企画とすること。
- c 「アプリ」の活用については、事業主体である福島県及び事務局を担当する事業者と調整を図ること。
- d 参加者には景品を提供すること。景品の内容や数量は、受注者の提案により発注者と協議の上決定し、委託料の範囲内で受注者が準備すること。また、景品の当選率を高め設定し参加者の心理的ハードルを下げる等の工夫を行うこと。

**(イ) 健康づくり体験イベントの開催**

- a 郡山市内及びこおりやま広域圏内（※昨年度に開催実績のある須賀川市は除く。）でそれぞれ1回以上、行動促進につながる健康づくり体験イベントを実施すること。
- b 会場は民間商業施設等の多くの来訪者が見込める場所を選定すること。
- c 開催時期や日程は、受注者の対案をもとに、発注者と協議の上決定する。
- d イベント内容は、重点項目である減塩・禁煙・脱肥満に関連しつつ、参加者が楽しみながら学べる体験型のブース・ワークショップ等を含めること。
- e 来場者へのアンケート調査を実施し、参加者の行動変容等について確認できるようにすること。

- f イベント会場では、本市の健康づくりの取組を広く周知するため、心と体の健康応援サイト「ココカラこおりやま！」で配信している「Health Wave KORIYAMA」に出演した団体、事業所等を紹介するパネルの展示も行うこと。パネルは B2 サイズ（515×728mm）で、発注者が提供するが、パネル設置に必要なその他の機材や物品等は受注者が準備すること。また、パネルは 20 団体分提供可能だが、展示枚数等については、会場の規模・構成に応じて発注者と協議の上決定すること。「Health Wave KORIYAMA」については下記ウェブページを参照のこと。  
<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kokokara-koriyama/54535.html>

### （３） ノベルティの制作

イベント等での配布を想定したノベルティを 1 点以上制作すること。種類、デザイン、数量等は受注者の提案をもとに発注者と協議の上決定すること。

### （４） その他目的を達成するために効果的な企画及び運営

上記（１）～（３）のほか、提案上限金額の範囲内で、本業務の目的に沿う、効果的で実現可能な企画を提案すること。

## 7 報告書及び成果品の提出

### （１） 提出物

| No. | 提出物                    | 形式                                    | 提出期限             |
|-----|------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 1   | 実績報告書                  | 紙媒体 1 部及び PDF データ                     | 令和 8 年 3 月 31 日  |
| 2   | 収支報告書                  | 紙媒体 1 部及び PDF データ                     | 令和 8 年 3 月 31 日  |
| 3   | 「6 委託業務内容」に基づき作成された成果品 | 編集・再利用可能な電子データ（JPEG、MP4、Word、Excel 等） | 発注者と協議の上決定した提出期限 |

### （２） 提出場所

郡山市保健所健康政策課

※提出方法等の詳細は、協議の上決定する。

## 8 業務実施に当たっての留意事項

- （１）業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。発注者との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- （２）本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- （３）本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案・助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は積極的に提案を行うこと。

- (4) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本業務において受注者が取扱う個人情報については、郡山市個人情報等の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講ずること。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。
- (9) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権等（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）、使用权、その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (10) 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (11) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。